

2008年2月22日

千葉大学長

古在豊樹 殿

教員再審査制度問題に関する団体交渉要求項目について

千葉大学ユニオン委員長 木下 勇

[公印省略]

国立大学をめぐる情勢がいっそう厳しくなる中、大学の管理運営の先頭に立たれていることに、敬意と感謝の意を表します。さて、教員再審査制度につきましては、役員会との2回の協議ならびに、各部局教授会等における議論を通じて様々な問題点が鮮明になりつつあります。それらの問題点のうち、特に労働組合である千葉大学ユニオンにとって看過できないものは次の2点です。

第1に、ユニオンは、役員会との協議において繰り返し、提起されている再審査制度が学内諸規程のどこに位置するのか、とりわけ規程案と就業規則との関係はいかなるものなのか、を質しましたが、役員会からは明確な回答を得ることができませんでした。この点の不明確さを残したままでは、被雇用者である教員には再審査に服する義務を要求しながら、雇用者である大学側には制度濫用を抑止する義務が明示的に課せられず、抑止のための装置も曖昧という著しい非対称性が生じます。これは労使対等の原則に反するものであります。すなわち、再審査制度導入の賛否を議論する以前に、提示された規程案そのものが根本的欠陥を有していると判断せざるを得ません。

第2に、ユニオンは、再審査制度と教員任期制の関連について中期計画の内容に基づいて質しました。その結果、この再審査制度が、機能的には教員任期制の代替的制度であり、構造的には教員任期制を内包するものとなっていることが鮮明になりました。いうまでもなく教員任期制は単なる教員の審査制度ではありません、雇用継続拒否=解雇を可能とする制度です。再審査制度がその教員任期制と機能的にも構造的にも深く関わっているということから、再審査制度によって解雇等の不利益処分が行われるのではないかという懸念が生じるのは当然です。このような懸念とその拡大は、教員の自律的活動を基礎とする大学の教育研究活動への致命的とも言える障害となります。にもかかわらず、提示されている再審査制度は、同制度を不利益処分に連結させないための制度的保証を内在させていません。

これら2点から、千葉大学ユニオンは、提示されている規程案には到底同意できず、その撤回を要求いたします。なお、ユニオンは再審査制度について原則的に反対ではありますが、労使対等原則に立った上で不利益処分と連結させない制度的保証を内在させている新たな提案が役員会より示されるのであれば、その提案を真摯に検討することを申し添えるものです。